

鹿児島県視聴覚障害者情報センター指定管理者募集要綱

1 指定管理者の募集

公の施設である「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」（以下「情報センター」という。）については「指定管理者制度」を導入しておりますが、指定管理者として指定された法人その他の団体等（以下「指定管理者」という。）に、令和8年4月1日から情報センターの管理をお願いすることとしています。

つきましては、次の条件及び内容等により情報センターの管理を受けていただく、指定管理者を募集します。

2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 管理の基準等（条件）

指定管理者には、次の条件を遵守していただきます。

- (1) 地方自治法その他の関係法令、ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例、ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守し、情報センターの適正かつ効率的な管理に努めること。
- (2) 指定管理者は、情報センター運営の総括責任者としてのセンター長を置くこととする。ただし、その人選については鹿児島県に協議すること。
- (3) 情報センターの休館日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者が、情報センターの管理上必要があると認め、鹿児島県知事が承認した場合は、休館日を変更することができること。
- (4) 情報センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までであること。ただし、指定管理者が、情報センターの管理上必要があると認め、鹿児島県知事が承認した場合は、利用時間を変更することができること。
- (5) 情報センターの管理運営に当たっては、視聴覚障害者に配慮した平等な利用について確保すること。
- (6) 各種トラブル等については、迅速かつ適切に対応すること。
- (7) 当該管理業務については、事前に鹿児島県知事の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (8) 毎年度、事業開始前には事業計画書等、事業終了後には事業報告書等関係書類を提出すること。
- (9) 毎月、情報センターの利用実績について、翌月5日までに報告すること。
- (10) 管理経費の縮減に努めること。
- (11) 指定管理者は、個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業員）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため使用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後についても、同様とする。
- (12) 管理業務の開始及び終了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引き継ぎは、適正かつ十分に行なうこと。

4 指定管理者が行う業務（仕様の内容）

情報センターの維持管理、身体障害者福祉法第34条に基づく視聴覚障害者情報提供施設としての便宜の供与、各種講座・生活訓練事業等の実施等について、指定管理者の責任において実施していただきます。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律及び言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例を踏まえて取り組んでいただきます。

管理の内容は次のとおりです。

- (1) 情報センターの維持管理に関すること。
 - ① 情報センターの開館及び閉館
 - ② 情報センターの施設及びこれに附属する設備及び備品等の維持管理
 - ③ 情報センターの簡易な修繕（施設の改築，又は諸機器の整備等県が直接実施するものを除く。）
 - ④ 情報センターの消耗品等の調達，取替補充及び処分
- (2) 身体障害者福祉法第34条に規定する便宜の供与に関すること。
 - ① 点字図書，録音図書及び録画物等の製作，点訳・音声訳及び貸出・閲覧などに関すること。
 - ② 点訳奉仕員の養成
 - ③ 音声訳奉仕員の養成
 - ④ デイジー編集奉仕員の養成
 - ⑤ 手話通訳者等の養成・派遣
 - ⑥ 遠隔手話サービスの提供
 - ⑦ 要約筆記者の養成・派遣
 - ⑧ 字幕制作ボランティアの養成
 - ⑨ 盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣
 - ⑩ 視聴覚障害者に対する情報機器の貸出
 - ⑪ 視聴覚障害者への情報提供
 - ・ 情報センターだよりの発行
 - ・ ビデオライブラリーの設置・運営
 - ・ 点字及び音声による情報ネットワーク事業
 - ⑫ 視聴覚障害者に関する相談等
- (3) 各種講座・生活訓練事業等の実施に関すること。
 - ① 視聴覚障害者に対する各種講座（「文章講座」，「手話講座」，「情報・交流講座」等）
 - ② 小中学生対象点字・手話等講座
 - ③ 教職員対象点字・手話等講座
 - ④ 視聴覚障害者・中途失明者生活訓練等事業
 - ⑤ 自主事業
- (4) 情報センターの管理に係る報告等に関すること。
 - ① 情報センターにおけるトラブル等発生時の関係機関への連絡
 - ② 情報センター利用状況の報告（月報・年報等）

5 申請資格

- (1) 次の要件を満たすものとします。
 - ① 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - ② 視聴覚障害者の福祉に関する事業等の実績がある団体等であること。
 - ③ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条，第39条及び第40条に規定する職員の配置基準を満たすとともに，手話通訳及び要約筆記を行う者を養成することができる者並びに歩行訓練の指導を行うことができる者を配置すること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体等は，申請者となるできません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
 - ③ 鹿児島県が行なう建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている者
 - ④ 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合があります。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

なお、役員等とは、次に掲げる者をいいます。（以下同じ。）

(ア) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

(イ) 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

(3) 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。この場合については、次の事項に留意すること。

① グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体等を定めること。この場合において、その他の団体等は、当該グループの構成団体として扱うこと。

なお、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

② グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途、協定書で定めるなどすること。

③ 単独で応募した団体等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

④ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。

⑤ 下記「6 申請方法」(1)の⑤から⑩までについては構成団体ごとに提出すること。

(4) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

① 異なる申請書を複数提出したとき。

② 申請書類の内容に虚偽又は不正があったとき。

③ 申請内容が、申請書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

④ 申請書類に、記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。

⑤ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

⑥ その他不正な行為があったとき。

6 申請方法

(1) 申請書類については、次のとおり。

① 指定管理者指定申請書（様式1）

② 事業計画書（様式2）

③ 収支予算書（様式3）

④ グループが共同して申請する場合には、共同事業体構成員等一覧及び共同事業体協定書兼委任状（様式4）

⑤ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他基本約款等）

⑥ 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）過去2年分

⑦ 納税証明書（未納なし証明）：県税、消費税及び地方消費税

⑧ 法人等の概要（情報センター管理の実績又は見込み）等

⑨ 法人等の役員名簿

⑩ 誓約書（様式５）

(2) 提出部数

正本１部及び副本２部

(3) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表など、必要な場合は、事業計画書等の内容を、県が無償で利用できるものとします。
- ③ 申請期限後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ④ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 申請書類その他提出された書類は、返却しません。
- ⑥ 申請書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非開示とします。

(4) 提出先等

申請書類は（休日を除く）申請期間中（受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで）に下記へ提出してください。

なお、郵便により送付する場合にあつては、申請期間最終日午後５時１５分までの必着となります。

〒８９０-８５７７ 鹿児島市鴨池新町１０番１号

鹿児島県保健福祉部障害福祉課障害者支援室（県庁行政庁舎１階）地域生活支援係

7 申請期間及び選定等の日程

(1) 申請期間及び選定等の日程

年	月	日	内	容
令和７年	７月	１６日（水）から 令和７年８月１５日（金）まで （受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで）	申請期間	
令和７年	７月	２５日（金） （午後１時３０分から午後２時３０分まで）	現地説明会 （場所：ハートピアかごしま１階会議室）	
令和７年	９月	３日（水） （午後３時から午後５時まで）	第２回指定管理者選定委員会 （申請者のプレゼンテーション及び質疑応答）	
令和７年	１０月	月上旬頃	選定結果の通知	

※ 現地説明会について

ハートピアかごしま１階会議室において、施設の内容等について説明します。参考資料等の配布を行いますので、参加を希望する団体等は、令和７年７月２３日（水）午後５時１５分までに、下記１７の問い合わせ先まで御連絡ください。

(2) 質問について

管理の業務に係る質問は、書面（様式６）により、令和７年７月２３日（水）までに提出してください。（ＦＡＸ、電子メール可）

なお、質問に対する回答は、上記(1)の現地説明会の実施時にとりまとめて回答します。

また、現地説明会当日及び現地説明会実施後も質問を受け付けますが、できるだけ上記期間内をお願いします。

8 選定基準等

指定管理者の選定基準等及び配点は、次のとおりです。

(1) 事業計画書の内容が視聴覚障害者に配慮した平等な利用を確保することができるものであること。【２０点】

- ① 施設の管理運営に係る基本的な考え方が施設の目的を踏まえた適切かつ妥当なものであるか。

- ② 視聴覚障害者福祉に関する知識や資格を有しているか。
- ③ 平等な利用のための取り扱いが適切かつ妥当なものであるか。
- (2) 事業計画書の内容が、情報センターの効用を最大限に発揮することができるものであること。【25点】

- ① 事業計画書と収支予算書の内容が施設の目的を踏まえた適切かつ妥当なものであるか。
- ② 利用者に対するサービス向上及び視聴覚障害者等の利用増加のための創意工夫が図られるか。
- ③ 情報センターの機能を十分に活用した、各種講座・生活訓練事業等の展開が図られるか。
- ④ 情報センターの機能活用に対応した組織及び人員配置などの運営体制が図られるか。
- (3) 事業計画の内容が、管理の業務に係る経費の節減が図られるものであること。【20点】

- ① 全体の管理経費の縮減が図られるか。
- ② 管理経費の縮減を図る方策が実現可能か。
- ③ 管理に必要な職員の配置が効率的に行われているか。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的及び物的能力を有していること。【25点】

- ① 管理責任及び管理体制が明確になっているか。
- ② 事業体として良好で安定的な運営ができる経営基盤を有しているか。
- ③ 視聴覚障害者情報提供施設の管理運営のノウハウを有するか。
- (5) その他必要と認める事項【10点】
- ① 市町村や関係機関・各障害者団体等との連携協力が図られるか。

9 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定基準に基づき、指定管理候補者選定委員会で審査（申請者のプレゼンテーション及び質疑応答）を行います。
- (2) 指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに、その結果をすべての申請者に通知し、同時に鹿児島県のホームページ等により公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定
上記9において、指定管理者の候補者として選定された者については、鹿児島県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとします。
- (2) 協定の締結
鹿児島県と指定管理者は、管理に係る細目的事項、鹿児島県が支払うべき管理経費の額等を定めるため、「協定」を締結し、「協定書」を作成します。
協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。
- (3) 留意事項
 - ① 上記(1)で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく上記(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
 - ② 上記(1)で指定管理者の指定を受けた者が、上記(2)の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 管理業務費

情報センターの管理に係る管理業務費は、収支予算書において提示のあった金額に基づき、指定管理者と協議を行い、「基本協定」を締結することとしますが、各年度の管理経費は、毎年度、予算の範囲内で、鹿児島県と指定管理者の間で締結する「年度別協定」において定めることとします。

12 指定管理者と鹿児島県の責任分担等

指定管理者と鹿児島県の責任分担については次のとおりです。ただし、次表で定める事項で疑義がある場合又は次表で定めのない場合は、鹿児島県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定することとします。

内 容	指定管理者	鹿児島県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検		○
施設の維持管理	○	
各種講座・生活訓練事業等の立案、実施	○	
安全衛生管理	○	
事故・火災による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

また、指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一時的責任を有し、施設又は施設利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに鹿児島県に報告しなければなりません。

13 管理の継続が困難になった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告しなければなりません。

管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、鹿児島県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- (2) 指定管理者が倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 上記(1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は鹿児島県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他、鹿児島県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理の継続が困難となった場合、鹿児島県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

14 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後30日以内、又は鹿児島県が必要と認めるときに、次の内容の事業報告書を提出しなければなりません。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 情報センターの利用実績
- (3) 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- (4) その他鹿児島県が別に定める書類

また、毎月、情報センターの利用実績に係る報告書を翌月5日までに提出しなければなりません。

15 調査及び監査等

鹿児島県は、毎年度事業終了後の報告書及び毎月の事業報告書のほか、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認める場合、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

また、監査委員等が鹿児島県の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して立会を求め、実施について調査し又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

16 その他

- (1) 指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務全部若しくは一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じても鹿児島県はその補償を行いません。
- (2) 情報センターの指定管理に当たっては、指定管理者に事業所税が課税される場合があります。

17 問合せ先

鹿児島県保健福祉部障害福祉課障害者支援室（県庁行政庁舎 1 階）地域生活支援係

住 所 〒 8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号

電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 4 6

F A X 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 8

電子メールアドレス s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp